

令和2年3月26日

教職員・学生 各位

学 長
石 田 朋 靖

教職員・学生が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について（依頼）

教職員・学生が新型コロナウイルス感染症に感染（陽性）と診断された場合、対応は全て保健所の指示・指導に基づき行うことを徹底した上で、基本的な対応について、下記のとおりお願いいたします。

なお、感染（陽性）と診断された場合は、保健所から過去2週間の行動履歴の提出を求められることとなりますので、各自行動記録を常に作成いただくよう、併せてお願いいたします。（1（4）「行動記録」・「接触者リスト」の作成参照）

記

1. 保健所の指示・指導があるまでの対応

関係者は、保健所の指示・指導に備え、次の作業を直ちに行う。ただし、個人情報の取扱いを含めた情報管理は厳重に行うこと。

（1）感染と診断された教職員・学生

感染と診断された教職員・学生（以下「感染者」という。）は、感染と診断した医師の指示に従い行動する。

また、感染と診断されたこと、診断日、（発病している場合は）発病した日及び行動記録の情報を、速やかに本人又は家族から、教職員は総務課労務・安全係に、学生は学生支援課又は保健管理センターに報告する。（附属学校園関係者が感染と診断された場合は、教育学部事務部に報告する。）

※「発病」とは、発熱、咳、呼吸困難などの症状を呈したときをいう。

（2）感染と診断された教職員・学生の所属部局

① 新型コロナウイルス感染症対策本部及び各部局への報告

感染者又はその家族から報告を受けた総務課労務・安全係、学生支援課又は保健管理センターは、新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）

及び感染者が所属する部局（以下「各部局」という。）に直ちに報告する。

また、附属学校園関係者から報告を受けた教育学部事務部は、直ちに対策本部に報告する。

② 研究室，事務室，教室等内の換気及び消毒

新たな感染を防ぐため，各部局は直ちに次の作業を行う。

- 研究室等の換気を行うとともに，来学者等の新たな感染を防ぐため，研究室等の入口の閉鎖及び研究室等入口への「一切入室厳禁」の掲示を行い，来学者等の入室を制限する。
- 研究室等のドアノブ，机，椅子，テーブル，カウンター，スイッチ，コピー機など人がよく触れる場所を次のいずれかの方法により消毒する。
 - ・ 消毒用アルコール（70～80％）で拭く。
 - ・ 0.05％の次亜塩素酸ナトリウム（薄めた漂白剤）で拭いた後，水拭きをする。

※消毒作業を行う際，マスク及び手袋を装着し，作業終了後廃棄する。

（３）大学構内の入構規制等

対策本部は，新たな感染を防ぐため，感染者の所属する部局のキャンパスの正門以外の門等を直ちに施錠するとともに，学外者の立ち入りを原則禁止する旨の掲示を行う。

（４）「行動記録」・「接触者リスト」の作成

感染者は，行動記録（日時，場所，経路，相手方（接触者）など）を基に，接触した教職員・学生及び外部の者の所属，氏名，連絡先等を記載した「接触者リスト（様式1・2）」を作成する。

感染者による「接触者リスト」の作成が困難な場合は，各部局内で調査を行い，「接触者リスト」を作成する。

※感染した場合は，保健所から過去2週間の行動履歴の提出を求められることになるため，各自行動記録を常に作成すること。（様式任意，参考様式「行動記録」参照。）

【接触者リストの作成に関する注意点】

- ① 行動記録には，大学関係以外の行動や勤務日又は通学日以外の日についても記載することとし，行動記録に記載する私的な行動・情報については，「接触者リスト」に記載される可能性があることを教職員・学生本人が同意し，本人以外の者については教職員・学生本人が事前に同意を得ること。
- ② 教職員・学生の同居の者については，行動記録に同居の者の有無を記載すること。（行動記録には同居の者との行動は記載しなくてもよい。）

また，教職員・学生本人及び同居の者の同意が得られる場合は，同居の者に関する情報（家族構成（例：配偶者，子2人）），年代，通勤・通学ルート）を記載すること。

- ③ 「接触」とは、長時間の接触（車内、公共交通機関等を含む。）、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）にあった状況をいう。
- ④ 新型コロナウイルス感染症は、感染した者が発病した後に周囲に感染させる力が強いことから、「発病した日以降の接触者リスト」は、漏れなく接触者を記載すること。
- ⑤ 発病が見られなかった場合（無症状の場合）は、「発病前2週間」を「診断前2週間」として処理すること。
- ⑥ 感染と診断された教職員と同じ職場等の教職員については、感染と診断された教職員の座席配置表を基に、感染と診断された教職員から概ね2メートル以内で業務を行っている者を「接触者リスト」に、漏れなく記載すること。また、学生は、受講した授業又はサークル活動状況等を基に記載すること。
- ⑦ 感染者の同居の者については「濃厚接触者」に該当するため、「接触者リスト」に記載すること。

【濃厚接触者の定義】

患者が発病した日以降に接触した者のうち、次のいずれかに該当する者

- ① 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、公共交通機関等を含む。）があった者
- ② 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護もしくは介護していた者
- ③ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他、手で触れることまたは対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する。）

（5）「発病した日以降の接触者リスト」に含まれている教職員・学生に対する自宅待機指示

「発病した日以降の接触者リスト」に含まれている教職員・学生は、その後保健所により濃厚接触者と判定される可能性があることから、部局長は、感染と診断された教職員・学生に最後に接触してから2週間の間、自宅待機（在宅勤務又は発熱等の風邪の症状が見られる職員については特別休暇、学生は公欠）を指示する。

（6）業務継続の指示

部局長は、感染と診断された教職員の業務及び自宅待機を指示した教職員の業務で職場での遂行が必要な業務がある場合は、総務課法規調整係に報告する。

2. 保健所の指示・指導に基づく対応

保健所の指示・指導があった場合、接触者リストの提供やウイルス検査、施設の消毒等、その後の対応は全て、当該保健所の指示・指導に基づいて行う。

(教職員、部局)

- ・ 保健所から連絡を受けた各部局は、直ちに総務課法規調整係に報告する。(保健所からの連絡先は、必ずしも感染者の所属する部局とは限らないため、感染者が所属する部局でない部局が連絡を受けた場合は、感染者が所属する部局の総務担当係に報告する。)
- ・ 感染者の所属する部局総務担当係は、部局内の教職員・学生の対応を行うとともに、保健所の指示・指導に基づいて対応を行う。

連絡先

○本通知に関すること

総務部総務課法規調整係

Tel 028-649-5011

Mail syosoumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

○学生の感染に関する窓口

学務部学生支援課

Tel 028-649-5101

Mail gakgakus@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

保健管理センター

Tel 028-649-5123

○教職員の感染に関する窓口

総務部総務課労務・安全係

Tel 028-649-5031

Mail roumu@miya.jm.utsunomiya-u.ac.jp

宇都宮大学新型コロナウイルス感染症対策本部

